

◎開議の宣告

○石山米男 議長 おはようございます。

13番小沢秀宏議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

◎議長報告について

○石山米男 議長 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎会議録署名議員の指名

○石山米男 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員の13番小沢秀宏議員が都合により欠席しておりますので、署名議員の追加を指名いたします。
15番佐藤徳雄議員を指名いたします。

◎一般質問

○石山米男 議長 日程第2、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 佐 藤 功 議員

○石山米男 議長 25番佐藤功議員に発言を許可いたします。

25番佐藤功議員。

【25番（佐藤功議員）登壇】

○25番（佐藤功議員） おはようございます。

会派の皆さんにお願いして一般質問今日1番にやらさせていただきます。というのは、午前中敬老会の開催される場所もあるわけですので、地域の先輩たちに敬意を表して出席したい方もおるだろうというようなこともありまして早く終わりたい、端的に質問しますので端的にお答えをいただいて、できれば30分ぐらいで終わりたいものだなというふうに思って、今日1番で会派の皆さんに了解をいただきながら登壇させていただきました。

1つ目に通告してある水害の常襲地帯の件ですけれども、私は雄物川地区にあんなに大規模に災害が起きるような、床下浸水あるいは床上浸水こういう地帯があるとは、全く合併までわかりませんでした。わからない地域のことを一所懸命話してもしようがないなというふうに思いますので、私の知っている限りの旧横手の水害の常襲地帯について、少し質問をしてみたいと思います。

横手の水害の常襲地帯といいますと、まず1つ目に上げられるのが横山町、それから三枚橋周辺、今のかつば寿司のあの周辺ですね。それから梅ノ木後、この梅ノ木後は都市計画がびしっとできてある場所であるにもかかわらず、私が議員になったときから今年まで17年間、ずっと常襲地帯です。たまたま大雨が降らなかったというようなことで、水害のない年もぽつんぽつんとあったわけですが、今年49ミリというそんなにひどい雨でないのにもう床下浸水、こういう状況です。

この17年間、私も全然手をこまねいたわけではありません。今回の原因はどこにある、じゃあこの水路がこうであって、じゃあこれをこういうふうにしたら何となる、というようなことを今の地域局の建設課長、当時のですね、あるいは部長たちと相談をしながら知恵を出してやってきたけれども、依然としてこの場所は解消できません。結局、飲み口が小さいんです。あそこには二ノ堰といって初めて名前を聞く人もあるかもしれませんが、大町の正法寺というお寺さんがあってそこに横手の二つ目の分水がありました。二つ目ですから、そこから出ている水路が二ノ堰ということになりますけれども、それが今の千田園の後ろをってタパンビルの大町側の水路、あれがそうです。そして、キミマチ橋をって梅の木に抜けておったんです。梅の木の周辺の水路幅というのは一体どれぐらいなのか、五、六メートルありました。そして、今の日産自動車、大森線とバイパスの交差する日産自動車のあたりに三本柳・赤川のほうへ行く水路とそれから境町あるいは朝倉の西部に来る分水があったわけですが、したがって、当時は周辺に降った雨もすべてその二ノ堰に流れ込んで6メートル、7メートルの幅のある水路に流れ込んで、そして水害が全く起きなかった。

ところが、都市計画やった途端に水路の幅が50センチとか深さ1メートルとか、とても耐えられるような水路ではありません。私は当時都市計画部長なり課長なりあるいは町助役なり、これ都市計画の失敗だよということをさんざん言ったけれども、依然として今まで、手を根本的な解決の対策にはなっておりません。そういうようなことで、今後どういような基本的な水害を乗り越えるための対策を考えておるかお伺いをいたしたいと思います。

2つ目ですが、ワンストップ介護保険の申し込みです。

今の介護保険はこの前もちょっとお話したかもしれませんが、横手市にあるすべての施設に介護する家族を抱えながら、会社を半日休んで2カ所か3カ所申し込みをする。また、次の日会社にお願ひしてそして、半日暇もらって介護施設に申し込みに行く。全施設に申し込みに行かなければとにかく私のほうには申し込みがまるっきりないと、こういうようなことになっていつまでたってもその問題がクリアできない。新聞なんか見るとたしか河北新報だったと思いますけれども、ワンストップを始めた市町村があるというような新聞も見ました。どうして横手市がそのことができないのか。

恐らく想像するには言うでしょう、法律があるからと。

しかし、そんな時代に合わない、今インターネットの社会でたたいただけで、もうすべてが通じるようなこんな社会のときに、私はこういう制度というのはあってはならないというふうに思っています。

私は常に思うんですけれども、いろんな施策もそうなんですが、創造と挑戦が市の職員には足りない

のではないかと、もっと創造と挑戦があつていいのではないかと、こういうふうに思っております。どうしてそのワンストップの1回の申し込みで施設に連絡がとれないのか。そのわけを1つお聞きして壇上からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○石山米男 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目の水害常襲地帯に対する今後の対策についてでございます。

具体的に場所についてのご説明があつたところでありますけれども、基本的なところからちょっと申し上げたいなというふうに思います。

ご指摘にもございましたが、春先から不安定な天候が続きまして7月の局地的な豪雨によりまして、市内各地水害が雄物川地域も含めてであります。発生いたしました。人的被害がなかったことが不幸中の幸いであつたというふうに思った次第でございます。

住宅地域の水害防止対策といたしまして、横手地域でございますけれども市街地浸水対策において、既存の排水施設等を活用するよう計画いたしました公共下水道、雨水幹線の整備によりまして、雨水の排除というものがなされてきているところでございます。これにつきましては、想定以上の降雨量があつた場合に一部浸水箇所が発生したところもでございます。

今後につきましては、基本的にこれら雨水幹線の機能を生かすように流入する区域内の排水施設を、適切な維持管理のもと水害防止に努めていくことが必要でございますし、未整備地区においては関係機関と協議・調整を図りながら進めていかなければならないことなのかなというふうに思います。

具体的にご指摘がございました二ノ堰、梅の木における部分につきましては、詳細について検討いたしまして議員のお尋ねにこたえられる対応がどうとれるかということこれから検討してまいりたいというふうに思う次第であります。

2つ目に、介護施設の入所手続についてでございます。ワンストップ受付ができないことに対するお尋ねがございました。これにつきましては、既に皆様ご承知と思っておりますけれども、平成12年の介護保険制度への移行に伴いまして、特別養護老人ホームへの入所は措置から契約と変わりました。入所申請はご自身またはご家族が直接施設へ行くということになった次第でございます。この点が、ワンストップがなかなかできがたいことにつながっている法律上の議員ご指摘の制約にはなるのかなというふうに思います。

これにつきましては、市を窓口といたしました入所申請については今申し上げたところでありますけれども、特別養護老人ホームや居宅介護支援事業所の理解と協力なしにできないことでございますので、これら関係者の方々と協議をして回つたところでございますけれども、現行の手続を変えることに、施設関係者の方々難色を示しておられます。居宅介護支援事業所においては、契約の原則に沿ってご家族などがご自身の目で施設を確認し、ご利用者の現状を相談できるよう施設を訪問した上で、申し込んでいただくことを勧めているケースが多く、施設と利用申請者が直接顔を合わせることで、相互理解につ

ながっているという報告を受けているところでございます。

今後におきましては、申請者が希望された場合には介護支援専門員が申請を代行し、入所申請の実質的なワンストップができるよう居宅介護支援事業所等へ引き続き協力を求めてまいりたいとこのように考えている次第でございます。

以上です。

○石山米男 議長 25番佐藤功議員。

○25番（佐藤功議員） 市長今、大変前向きな1つ目の答弁、これから検討していくということをお話をいただきました。ありがとうございます。

そこで、私が提案したいのはこういうことなんです。おかげさまでこの雨水幹線、問題になっている梅ノ木後を含む雨水幹線なんですけれども、長年かかったけれどもようやく市の努力で皆さんの都市計画やら下水道部長やら課長やらの努力で、三原の鉄橋の下流まで何ぼ流れてきても大丈夫だという幹線が完成しました、ここ二、三年になります。ところがその幹線の大きさの受け口が西町と八幡の境目で遮断されて、そこから明渠になっている。その明渠の幅が狭いために水が飲めない、原因ははっきりしております。何で私がこんな話をするかという、今日本各地でゲリラ豪雨というのがどこかしこもう予告なしに起きるわけなんです。こうなってくると、あそこ都市計画をやって固定資産税は当たり前にもらって、そして水害が起きる人と水害が起きない人の税の使い方の不公平さです。当然被害者は感じると思うんです。私が言うんじゃない。だからそこら辺を含めて解消するには西町と八幡の境まで来ている。ここは2,000の管が入っています。その管の中を私走って歩いたことありますけれども、まだ開通する前ですね。十分に1人、2メートルの管ですから走れるわけ。それぐらい大きな管があそこまで来ているんです。それをそのまま道路を延長してきて、今の水路には関係なく、大森線を横断して梅ノ木後までどんと出してしまうとすべて解決なんです。これをやるためにはおそらく担当が上下水道だから、片や都市計画、恐らく雨水幹線の完成を報告してあると思います。

したがって、これからもし検討していただければ、まずひとつ国土交通省に対してこの雨水幹線の事情を話しながらもう一度工事を再開する手続をとっていただいて、工事が始まればここは完全に解消するわけなんですけれども、いかがでしょうか。

どなたかお答えいただけますか。

○石山米男 議長 上下水道部長。

○粕加屋健市 上下水道部長 ただいまのご質問ですけれども、幹線、これは当初横手川は第1都市下水路として昭和57年度から整備させていただいたところでございます。議員おっしゃるとおりその流末が用地の関係でなかなかできなかつたというようなことで、平成19年によく地域の方々のご協力をいただいて完成されたというような経緯がございます。

いずれこの幹線につきましては、やはり流末部分が何か大変不具合だったというふうなことから整備前につきましては、やはり上流部にも若干の影響があったというのは、私どもも推測しております。

しかしながら、整備後につきましてはある程度幹線としての役割は果たしておるのかなというふうには感じていますが、議員さんのほうからご指摘がありましたので、今後現場の検証等をしてしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○石山米男 議長 25番佐藤功議員。

○25番（佐藤功議員） 具体的には、完成届が出ているはずで、出ていると思います。三原の鉄橋の下流部までつながった時点で、もう完成届出ていると思います。これは私の想像です。そこでもう一度国土交通省に対して再開の手続きをとって工事を始めていくという考え方についてはいかがですか。

○石山米男 議長 上下水道部長。

○粕加屋健市 上下水道部長 私どもといたしましては、やはりその部分をある程度現状等を把握した上で進めてまいりたいというふうに考えています。現段階としては、そのような方向でというようなことは現段階では申し上げることはできません。

○石山米男 議長 25番佐藤功議員。

○25番（佐藤功議員） たまたまこの質問を1日の日に黒板に一般質問で張り出されたときに、様々な方から私のほうに何か関係あるかというようなことで問い合わせがありました。いやないよ、ないよと言ったら、最後下水道部長が私のほうの関係で質問ありますかという話があったのでこの話をしました。部長が一度あの水路を明渠になっているので歩いてみれば簡単にすぐに結論が出る。私はそういうふうに部長に言いました。今日までしばらくの時間がたっています。今みたいな答弁では、梅ノ木後の水害の被害というのは解消できないというふうに断言できます。

市長どうでしょうか。

工事再開の処理をとりながら、これをやるという決断をしていただかないと今後の4メートルも5メートルも6メートルもあった川が、堰とゆうんですけれども川でした、あのころは。そんな広い水路を都市計画をやって、こんな狭い水路に変えてしまって飲み込めないのは当たり前なんです。

しかも今、当時と違って、相当まだ田んぼがまだあったんですけれども、アスファルトです。水は一気にその側溝に流れるわけなんですけれども、それが飲み込めないのではどうにもならないことが、今市長初めて聞いたかもしれませんが、こういう経緯なんです。

したがって、私はぜひ国土交通省と交渉しながら、再開にも手続きがかかります。というのは、あの三原の鉄橋の下流部までに工事を再開するときにあれも実はあそこで完成届が出たんです、建設省に。それで再開届を出して、そしてわかったと、じゃ補助対象事業にしようというようなことで工事が再開になって、流末のほう、最後のほうは三原の鉄橋の下流まで、横手川に流せるようになったわけです。

したがって、もう一度恐らく工事の再開の処理をしながらこれをやってあげないと、どうしても梅ノ木後の床下浸水あるいは床上浸水というのは解消できない。これはもう見えている話なんです。

初めて聞いたかもしれませんが、市長いかがですか。どんな感じをしましたか。市長の感想を。今、私と部長とのやりとりの中で、大体理解いただいたというふうに思っていますけれども、どんな感

じでしょうか。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 流末の第9雨水幹線ができて、あの地域の大きな問題は相当片付いたという認識を持っておった次第であります。飲み込む口についての私自身の理解はそこまでなかったというふうに思っております。私どもの下水道部長が取り急ぎ申し上げた通りでありますけれども、もうちょっと確認をいたしたいなど。議員ご指摘のように16年間ほぼ毎年のようにあったということも私もちょっと意外に思って聞いておりました。むしろもっと多くの地域で、ほかの地域で発生したことについては対処してまいりましたけれども、ご指摘の部分についてはそれなりの対処をしてきたという記憶が余り私にはございません。担当したかもしれませんけども。

そういう意味で事実関係をよく調べた中で、そういうことが必要であればやはりしなければいけない。ただ、ご指摘にもあった通りこのピンポイントのスコールの豪雨は、これからもしばらく全国各地続くものと思います。既に国土交通省はこの対策に乗り出す動きも示しております、トータルで考える必要も当然あるだろうなど、そういう調査も併せてご指摘の部分についても検討を進めたいと思います。

○石山米男 議長 25番佐藤功議員。

○25番(佐藤功議員) 大変市長として前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ工事再開の手续をとりながら、この雨水幹線を最終的に梅ノ木後の水害常襲地帯の解消につながるように、一層の市の皆さんのご努力をお願いをしておきたいというふうに思います。

それでワンストップの介護保険の申し込みの話なんですけれども、時間もなくなりましたので、市長、簡単にやりましょう。

市長にお伺いしますけれども、介護特区というのはどうでしょうか。

高齢率が1番高い秋田県。その中で横手市が特区として申請をしてもう少し市民が使い勝手のいいやり方、これを解決するには恐らく特区しかないのかなと。先ほど市長も答弁の中で法律的な規制もあるというようなお話もしておりましたけれども、私はぜひ市民の皆さんの、介護者を抱えた市民の皆さんの苦しさ、これは抱えてみなければわからないことなんです。若い人方にこんな話をしたってどこ吹く風です。だけれども、実際その立場になってみると今話したような何とかもっと申し込みにしる、簡素な手続、1回でできるような手続ができないんだろうか、こういうような話になるわけなんで、ぜひひとつ少子高齢化1番の秋田県。そこの横手市が介護特区を申し込んできた、これは大変おもしろいじゃないか、やらせてみようよというような話にもなるかもしれません。いかがでしょうか、市長。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほどの答弁でも申し上げたことでありますけれども、現在の完全なその行政が窓口になるワンストップ手続というのはできがたい理由はあるわけでございます、法律だけではなくて。

施設関係者における様々な問題があると伺っております。こういう問題の整理がなければ行政としても特区は、特区もそうでありますけれども、一体的な対応というのはなかなか難しいと思っております。

その辺の難しさを特区をつくることによって解決するのであれば、それはそれでよろしいんでありますけれども、住民の利便性とあるいは適切な施設選びという観点、それから受け入れる施設側のそれに対する問題点の整理、こういうもろもろを突き合わせしながらこの問題を考えていく必要があるだろうというふうに思っている次第でございます。

ご指摘の通り、あらゆる面において市役所、創造と挑戦が必要だというご指摘ございましたけれども、それは全く同感でございます、そういう姿勢は持ちながらも、しかし、事はこういうなかなか難しい問題でありますので、しっかり対応できるように検討はしてみたいというふうに思います。

○石山米男 議長 25番佐藤功議員。

○25番（佐藤功議員） 10時半までもう二、三分ありますので、もうちょっとだけお伺いします。

実は介護申込者が多い。これは施設の事実です。施設側はこの介護を受ける人の選択ができるんですね。えり好みができるんです。だから制度を変えられることを施設が嫌がるんです。

例えば、老健施設。お医者さんと施設と行ったり来たりしながら介護ができるという施設が、俗に老健施設と言われてますけれども、例えばそこにいたいから今、麻薬の、麻薬という表現は悪いかもしいない、何といたらいいでしょう、その痛み止めの大きなばんそうこうみたいなのあるわけです。だけれども施設に入ってしまうと、その人を施設に入れてしまうとそういうものを買って与えあるいは張ってあげる、このお金が施設持ち出しなんです。そうすると、そういう面倒くさいあるいは自分のほうで負担しなければいけないような人は、なるべくは、いや、この人はまだ医療の手を離れていないから、当施設としては受け入れません、というような返事が返ってくるわけです。ばんそうこう1枚です。仮に、1日に1枚にしても。それでも現実はそのようなことがあるということをもとに知っておいていただきたいというふうに思います。

最後にお願ひだけして終わりますけれども、ぜひ特区になればどうなるのか。私はずっと介護を受ける側の家族の皆さんが抱えている悩みは、大きく解消されるだろうと思って提案をしておりますのでぜひ検討して、介護特区として検討していただくことを希望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 立身 万千子 議員

○石山米男 議長 7番立身万千子議員に発言を許可いたします。

7番立身万千子議員。

【7番（立身万千子議員）登壇】

○7番（立身万千子議員） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の立身万千子です。

今、政権党内も国政も国民不在の政治状況の中で、私たち国民の生活はますます悪化の一途をたどっています。代表選を争っている現在の首相は、強い経済、強い社会保障これを目指すと、強引に言って

いますが、個人消費が6割を占める日本のGDP、いわゆる国内総生産が一向に向上する気配を見せません。有効求人倍率がわずかに上昇したとはいえ、この我が横手市においても商工労働課とハローワークがどれほど連携を強めて頑張っているにもかかわらず雇用状況は好転する兆しがない現状です。

民主党代表選挙で総理大臣をねらっている2人は、片や消費税増税10%論者であり、他方は無駄を省くのが先と主張しつつ、ずっと以前から最低でも14%の増税を主張してきた人物ですが、2カ月前の国政選挙で一躍躍り出た勢力を初めとして、一斉に増税より先にやることあるだろうと喧伝しながら実は、国民の消費能力を低下させる元凶である消費税の増税を当然視することを公約に明記していることはご承知の通りです。働く人々というのは、同時に消費する人々であり、このままではGDPに表わされる日本の国力は、さらに落ち込むこと必定ではないでしょうか。

一方、ご存じのように日本ではこれまで経験したことがない異常なスピードで高齢化が進んでおり、15歳から64歳の生産年齢人口が激減しています。横手市の高齢化も少子化と並んで深刻であり、税収入に大きな影響を及ぼすこと、第1次産業の担い手が減少することなどが懸念されています。このような状況のもとで合併5年目にして、市長は市民サービスの向上、行政の効率化を目指すとして、市役所分庁方式から本庁部局の集約化を進めると、所信説明で表明されました。これまでの8市町村合併後を振り返ると、新庁舎建設に関しては市民100人から成る委員会や議会特別委員会での論議を踏まえ、今年3月議会でプレハブ庁舎建設案が当局より提案されましたが、唐突であり議会の論議が不十分だという反対理由で否決された経緯があります。

今般、8月24日に議員全員が招集された行政課題説明会で、新しい集約化案が出されて以来私はこれまで市民や職員、当該施設の利用者等の意見を様々に伺ってまいりました。そこで聞かれた市民や職員の声を踏まえて、市長の所信に対し通告に従って質問をいたします。

まず初めに、市長が強調されている市民の利便性向上を最優先させるという目的のために、市民や市民活動団体に対し、これまでどのように説明をされ、どのように意見集約をされたのかお尋ねします。

市民の側から見れば、住民票の交付など大方の実務は地域局で対応してもらえますし、よほど込み入った相談以外は現状のままで事が足りる。せつかくようやく慣れたのにこころ変わってほしくないという声もありますが、一方で補助金をもらわず苦しい財政事情の中で自主活動を展開している市民活動団体は、何度も市長に面会し活動できる場所を確保するためにお願いしてきた経緯があります。その記録などもどう踏まえられたのかをお聞かせください。

2番目に、3月議会以来これまでの約半年間をかけて当然のことながら、庁内各課、職員などの意見を吸い上げてこられたと思いますが、その結果をお聞かせください。

各庁舎に配属する人数の確認だけでも担当部署においては、大変なご苦労だったとお察ししますが、市民に直接対応する現場の各部署から出される声は、文字どおり市民の利便性を最大限追求するものであると考えます。

しかし、今回出されている案では到底日常業務が円滑にできる状況にはなく、心配しているとの声が

非常に多く聞かれます。正職員のみならず非正規職員も含めて住民サービス向上を図るために働きやすい職場環境をつくることこそが、今まさに重要と私は思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。

私が耳にした少なくない職員間の声は横手庁舎を本庁舎とするにもかかわらず、市長、副市長を初めとする市長部局はなぜ南庁舎から移動しないのか。また、職員の休養室を組合事務所にするのは合意したといっても、職員の福利厚生面の代替措置はどう手だてするのか。庁舎を集約するという事はすなわち職員や来庁する方の足の確保が大きな課題になることであり、公用車の保管も含めて駐車場をどう拡充するつもりなのか。また、これを機会に教育委員会全体をより開かれた、市民に身近な存在としてアピールするためには、かまくら館の5階におさめてしまっているのか。生涯学習を重視する点からも南庁舎か平鹿庁舎に移動するほうがいいのではないのか。そして、来年度からスタートする駅前公共施設に配属予定の健康の駅推進室と子育て支援課の在宅の子育てを支援する機能が効率よくシフトされるためにどう配置するかなどなど、よりよい方法を各担当現場から意見を酌み上げ尽くしたのか、そういう心配がされています。ぜひ具体的なお答えをお願いします。

そして、3番目に所信説明で述べられた本庁舎の横手庁舎と分庁舎とするべき北庁舎、かまくら館、水道庁舎、さらに庁舎機能を縮小する予定の南庁舎、そして県の平鹿振興局庁舎について、行政課題説明会の資料に掲載されるに至ったそれぞれの検討、経過をお尋ねします。

また、この場合の南庁舎について、市民団体等の利活用に供するという所信説明の文言は合併以前の広域交流センターと同様の利活用を意味するのでしょうか。

さらに、現在は倉庫、物置と化していると思われませんが、広い面積を占める美術工芸室の活用に対する懸念も聞かれますので、その点についてもお答えをお願いします。

私の質問項目は以上ですが、市長の所信説明を伺う限りでは当面既存の施設を最大限活用し対応することのことです。新たな本庁舎は建設しないことと、庁舎建設基金を創設し、老朽化した地域局庁舎の改築を図るということについては、これまでの特別委員会の論議を踏まえられたものであり、私は歓迎するものです。

しかし、システム補修、ネットワーク設定を含む7,770万8,000円もの多額の補正予算を計上して進める事業の当面とはどういうことなのか、理解ができません。

また、さきに述べたように8月24日の行政課題説明会で出された資料には、各庁舎の今年度と来年度の人員数が明記されていました。この数字は何を意味するのでしょうか。

現在どの部署においても、ここに示されている数の正規職員に加えて、大勢の非正規嘱託職員が勤務しています。私たち市民から見れば、市役所で仕事をされている方々はすべて公務労働者であり、正規、非正規の区別に関係なく問い合わせをし、頼り切って相談をし、用件を切り出し、個人情報さらけ出してお願いをしているのです。図面のスペースを参照すれば各課の非正規職員数が把握できるとはいえ、自治体の職務を遂行するために必要な人数の中に入っているはずであり、通勤に必要な駐車場はもちろん、公の職員数として当然配慮されてしかるべきではないでしょうか。

このように、私ども議会に提案された内容では疑問な点が次々として出て、極めて不十分と言わざるを得ず、住民の不安、職員の不満の声はこのままではぬぐい去ることができません。正式には、組織機構改革とともに、12月定例会に提案されるとのことですが、各部署はもちろんのこと社会福祉協議会を始め、来年度から供用が開始される駅前公共施設を建設するに当たって、何度も何度もワークショップを重ねてきた市民活動団体などの声をもっと反映させなければ、幾ら当面の施策とはいえ7,000万円を超える費用対効果が問われるのではないかと私は懸念します。

どうか私たち市民が納得のいくご答弁をお願いして、まず壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○石山米男 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 本庁機能集約化について、3点のお尋ねがございました。

まず、市民の利便性向上を優先させるというようなことで、もちろん私ども本庁機能集約を検討しているわけがございます。これにつきましては、この度はパブリックコメントなど個別に市民の皆様あるいは市民団体からの意見をお伺いする機会を持ちませんでした。これまで、かまくら館5階を利用されてきた方々につきましては、来春に予定いたしております駅前公共公益施設棟を中心に各公民館などを利用していただくことを想定しておるところでございます。特に、駅前公共公益施設棟の利用につきましては、駐車場の確保も含め利便性の向上が見込まれると考えておりまして、こうした施設の利用により、これまでかまくら館を利用してきた皆様に対し、支障が出ることはないようにしたいと考えておるところでございます。

また、集約化案の内部における検討でございますが、各部から意見や提案の提出を求めておりまして、例えば、教育委員会につきましては、スポーツ振興課や文化財保護課も同一のフロアに集約するなど各部の意見も踏まえながら、各スペースのレイアウトなどについて検討いたしまして、案をまとめた次第でございます。合わせて横手庁舎7階にございます休養室があるわけでございますけれども、そのスペースに組合事務所を移転する予定をいたしておりまして、職員の休養スペースにつきましては、別途確保することといたしております。

3点目に、横手庁舎あるいはかまくら館、水道庁舎、南北庁舎あるいは平鹿地域振興局庁舎の具体的使用方針についてというお尋ねが3番目にあつたわけでございますけれども、これにつきましては、庁舎の集約化について議員の皆様から理解はされておったというふうに思った次第でございますので、そしてまた新庁舎を考える市民会議、新市誕生早々にできて検討いただいたところがございますけれども、可能な限りの本庁機能の集約を進めるよう提言をいただいたところがございます。これにつきましては、冒頭申し上げた通り、先ほど申し上げた通り、平鹿地域振興局をも機能合体等の関連の中で検討し、案をお示したところがございます。

主な内容を申し上げさせていただきたいと思っております。

横手庁舎におきましては、福祉環境部を配置いたしまして窓口業務など来庁者の利便性を確保いたします。また、教育委員会については、福祉部門との連携も勘案いたしまして横手庁舎隣のかまくら館5階に配置したところでございます。水道庁舎につきましては、上下水道部の各課に加えまして、建設住宅課を除く建設部を、また産業経済部及び建設部建築住宅課につきましては、旭川町にございます県平鹿地域振興局庁舎に配置する予定としているところであります。

なお、所信におきまして将来的には本庁舎を横手庁舎とすると、将来的には横手庁舎とする旨申し上げてきたところでございますが、当分の間は本庁機能集約の後も、当分の間は南北庁舎を引き続き本庁舎と位置付けまして、私もこれまで通り南庁舎において執務を行うことといたしておるところであります。いずれ、本庁機能集約化に当たりましては、既存施設を最大限活用しながら少ない経費で最大の効果を上げることができるよう対応していくとともに、各種システムの不具合や周知不足などにより、市民の皆様にご不便をおかけすることのないよう円滑に進めてまいりたいと思います。ご理解をお願い申し上げます。

なお、ご指摘がその他何点かございましたけれども、例えば集約化経費7,770万円の費用対効果についてのお尋ねがございました。この中で5,000万円を超える額がIT関係の移転整備にかかわる費用でございまして、これにつきましてはどのような集約化が図られようとも、基本的にかかるものだというふうに私どもは考えている次第でございます。

それから、嘱託職員の仕事のあり方についてのお尋ねがございました。これにつきましても、ご指摘をまつまでもなく嘱託職員においても職員としての貴重な戦力でございます。しっかりとした執務スペースあるいは駐車スペース等を確保しながら仕事に当たっていただく、そのように考えている次第でございますし、また南庁舎の庁舎機能を縮小した際に市民団体等の利活用に供するという部分についてのお尋ねにつきましては、主として講堂を想定したりあるいは美術工芸室がございまして、これなどの活用も検討してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○石山米男 議長 7番立身議員。

○7番（立身万千子議員） ありがとうございます。

今のお答えを伺いまして、まず既存施設を最大限に活用するという事は、私たち一致していると思います。まずIT関係のその5,000万円というのも私も理解できます。

ただ、今ここで考えるに、最初、私が申し上げたように市民の利便性ということ考えたときに、それを最優先する目的というのでここに出されたわけですから、そこで考えるとよほど込み入った相談というようなことが最近は増えていると、私は思っています。市民のその相談する場所の確保というのをまず考えなければいけないんじゃないかと。それは、建設なり庁舎の整備なりどちらにしてもそれが一番の問題じゃないかと私は今思います。例えば、もう言うまでもなく税金滞納したり、減免を申請する、国保税の高額医療費限度資格申請というのは、病院にも行きますけれども、あと生活保護の相談、そし

て、まだまだある消費者金融についての相談など、現在でも相談する場所がないです。例えば、横手庁舎の場合に、1階には福祉課の隣の狭い部屋そこ2カ所しかないんです。もう1カ所は職員が使用するために常時入れる場所ではないし、相談の予約を私たちはするわけですが、3階にある立派な応接室に通されて、もうおじけづいてしまって言いたいことの半分も言えないでしまう。果ては玄関のところのロビーでひそひそ話をするしかない、そういう状況です。

この前の議会でも私は滞納のことについて伺いましたが、とにかく相談をしてほしい、当局からそのように言われました。納税課でもとにかく相談に来てほしいということですが、行ってみればカウンターにずらっと並んでいます。他人に聞かれたくない、そして聞きたくないそういう人の話が耳に入ってくるというので、カウンターに仕切りをするとかという形で、納税課でもいろいろ苦勞をされています。こういう実態を是正しなければ、市民は相談に行こうという気持ちにはなれません。そして、市民の利便性というのは、これが私は一番じゃないかなというふうに思うんですが、市長はこの実情を把握しておられるでしょうか。来年と言わず明日からでも本庁各地域局のその相談体制ということにおいて、市民の側に立った場所の確保、要望をするものですけれども、いかがでしょうか。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ただいまのその相談スペースの件につきまして、依然として手狭であるというのは承知いたしております。特に、新市誕生以来いろんな意味で利便性が横手庁舎は高まっておりまして、そこに市内各地からいろいろ相談に来られる方が増えている状況がございますので、これは今回の本庁機能の統合の中で何とかしなければいけない部分だろうというふうに思っています。それまでの間にどうするかについては、少し現在のスペースをどのように活用できるかということにもわかに申し上げかねますので、これは1階の窓口担当、地域局の局長等々ともに指示をしながら、今すぐできることは何かということも含めて検討させたいというふうに思います。

○石山米男 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） ありがとうございます。

ぜひ、よろしく願いして、そしてこの本庁部局集約化についてもまず念頭に置いて進めていただきたいと思います。

次に、市長の所信説明に明記されている定住自立圏構想とこの本庁部局の集約化についての関連について伺いたいのですが、ご存じのようにこの定住自立圏構想というのは、合併しないで自立を選ぼうと、そうした自治体同士が一つでは何ともならないということで、中心都市と周辺町村とで支え合って人口減少を食い止めるための基盤整備をするという考え方であって、ストレス合併ではないかというようなことも言われていて、結局周辺部が疲弊していった吸収合併に追い込まれていく、そういう意図があるのではないかという懸念が持たれているのも事実です。

しかし、この今や10万人を切ろうとしている人口の横手市において、やはりその圏域全体が生き残れる地域づくりを進めるための政策であるにとらえるならば、この構想は有意義な選択だと私は考えます。

けれども今後、具体的に定住自立圏形成方針と、それから共生ビジョンを策定しなければいけないところに当たって、各地域局が例えば、例えばの話、健康面でいえば健康の丘大森が保健、福祉、医療のキーステーションになるのではないかと。それから、蔵のまち増田があるので、増田のところは産業のキーステーションになるのではないかとというふうな考えもあるわけですね。そうすると、各地域局が集約化したけれども地域局がそういういろいろなところのキーステーションになるとなれば、それが本庁集約化と同時進行でもとに戻る形になるのではないかと。そういう疑問がわいてきます。この矛盾、このギャップを市長はどのようにとらえられてどう埋めようとなさっているのか、これをお答えください。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 市役所の施策はいろいろな分野にまたがっているわけでありましてけれども、どこの地域にお住まいになろうとも、あまねくしなければならぬサービスというものがある半面、その地域固有のサービスというのが、もしかしたらあるならばそれは個別に考える必要性はあるだろうと思っております、後者については。

しかし、基本的には横手市民10万市民にとっては、あまねく共通のサービスとするのが基本でございますので、それがこの定住自立圏構想の中で、どうこうするということはあり得ない。ただ、住民に近くにあったほうがいいので1カ所で執務しない、サービスを提供しないということは、これはやはりいろいろ検討しなければならないことだと思います。分散していいこと、しなければならないこと、あるいは1カ所で集中してやったほうがいいこと、これは様々なケースが考えられると思います。それを様々見据えながら、そのサービスの中身によって考えていかなければならないことだろうと思います。定住自立圏構想は、あえて言えば総務省のそういう時代認識に乗られるものなら乗って、少しでもこの地域にとって、我々のまちにとって有利な施策として導入しようというところでございます、あとうまく利用できるかどうか我々の器量にかかっているなというふうに思っている次第でございます。

○石山米男 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） わかりました。

市長のお考えと同様に私たちも結局これは地域づくりの政策としてとらえるべきじゃないかと、いろいろな論議もしてきました。ですから、どういう地域にするのかというのはやはりその地域に住んでいる人たちが考えることであって、それをひとつ利活用するたびに、わずかながらけれどもその国からは支援されるというふうな前向きにとらえようじゃないか、とらえるべきじゃないかというふうに私も思っています。そのときに、結局それは行政だけでやるんじゃない。市民と協働、それからいろんな形で議会もそうですけれどもやるんですが、結局その人数的にどんどん市役所の公務員の人数が減らされるとすればですよ、そこが結局職員やその地域の住民ではそういうことが足りるのだろうか。そういう定住自立圏構想という自体が、まだみんなこうイメージがわからないと思うので、そこがうまく配置できるのだろうかという心配をしているんですが、この12月にはもうそれが出されるわけですが、大体の骨子はもう決まっていると思いますが、そこら辺の今教えてくださることがあればお願い

したいんです。例えばですよ、地域公共交通なんかは、長野県飯田市の定住自立圏構想でいえば、そこはそれぞれの自治体の集まりなんですけれども、ここの周辺のところから中心の飯田市まで来るその生活バス路線がないと、そうするとここからここまでは中心市にきた近いところのバス停はどんどん飛ばして行って、こっち側の周辺のところのバス路線をどううまく充実させるかということで、キーステーションがあってそこからのコミュニティバスなりデマンドタクシーなりというようなやり方をしているというようなことも伺いました。そういう意味では、今この市民の不安を少しでも取り除くために、大まかなことでわかることがあれば、私たちに伝えられることがあったらお願いしたいと思います。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 ただいまのご質問の件ですけれども、今日現在具体的なお話は控えたいと思いますけれども、いずれその公共交通関係、交通弱者と言われている方々につきましては、本会議でもお話しいたしましたけれども、過疎計画との関係もございます。過疎計画でもソフト事業が過疎債ですとかいろんな財源的なことの支援いただけるようになりまして、過疎計画と自立圏構想と総合計画も含めてでありますけれども、様々な各種計画をそれぞれ連動させながら、リンクさせながら、どういう組み合わせで実際に事業を進めていくに当たっては、どういう取り組みが、どういう有利な財源を活用してやっていくのかというのは、ただ単に自立圏構想だけとか過疎計画だけとかではなくて、様々なものを組み合わせしながらよりよい、より効果の高いものを、より財源を有効に活用しながらやっていきたいというのが現在基本的な考え方でやっておりますので、具体的な内容についてはもうしばらく猶予をいただきたいと思います。

そういうことで、基本的にはということ様々な計画を連動させながら、メッシュを組みながらやっていきたいと考えておりますので、ご理解とご支援をお願いをしたいと思います。

以上です。

○石山米男 議長 7番立身万千子議員。

○7番(立身万千子議員) わかりました。

まず12月を楽しみにして、どういうふうに進めていくのかということなんですけれども、大体今の市長と部長のお答えで確認したのは、結局今回の最大の問題というのは、住民サービスの向上でそのためにいかに職員が働きやすい職場をつくっていくかということが、この本庁集約化であるというふうに私は考えます。この場合いろいろ意見を聴取をしたというふうに伺いましたけれども、トップダウンではなくて、とにかくボトムアップを徹底して真摯に現場からの声に耳を傾けることが必要だと私は思います。ですから、その当面とはいつかというお答えはいただけませんでした。当面二、三年のものではなくて、10年、50年の体系でとらえるべきではないかというふうに、私は思います。今のように、定住自立圏をスタートさせることになりますから、スタートさせるに当たっていわゆる役所のそのどうしても役所というのは、システムの縦割り行政と私は思ってきました。その縦割り行政を克服して集約化された本庁部局とそして各地域局とが対等平等に横の連携をとっていく、そういう意識を職員全員がし

っかりと持っていなければ、これは持続できないのではないかと、私は思います。そのための仕事場、文字どおり職員の居場所、よりどころを保障して確保する議論というのがまだまだ私は足りないんじゃないだろうか、もっと本当に対等に横の連絡、連携ができるようになるためには、もっと議論を深めなければいけないというふうに私は思います。その基盤を踏まえて、行政、議会そして私ども議員は自分を律して市民と信頼関係を深めてこそ、地域づくりが前に進むということを強調して私の質問は終わります。ありがとうございました。

○石山米男 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時10分といたします。

午前11時05分 休憩

午後 1時10分 再開

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 齋藤光司 議員

○石山米男 議長 18番齋藤光司議員に発言を許可いたします。

18番齋藤光司議員。

【18番（齋藤光司議員）登壇】

○18番（齋藤光司議員） 市民の会の齋藤光司です。

今回は、2点。

1つ目は、事業仕分けについて。

2つ目は、農地・水・環境保全向上対策について。

この2つを通告しておりますので、よろしく願いをいたします。

早速1点目、事業仕分けについてからお尋ねをしていきますので、よろしく願いをいたします。

8月26日、南庁舎で市民の意見を市の事業に反映させるという事業仕分けがありました。対象は、事業費300万円以上で市民生活に密着をした町内会館等の建設補助や出産祝い金支給事業、観光協会や商工会議所、商工会補助金等々約30事業であります。仕分け人は、コーディネーターとして周辺他市の職員が1名、市行革委員等の有識者が3名、市が公募した市民2名の計6名で1グループ、計5グループで6事業ずつを審査、結果として不要が4、要改善が24、現行通りまたは拡大が1、判断不可が1だったと報道をされております。

この事業仕分けは平成6年から8年に試行をし、今年度から本格実施をするとしたものでしたが、私は当日議会基本条例の運営委員会での研修で現場に行けませんでした。そのために、次の日の新聞報道でこの事業仕分けのやり方と結果について知りました。そのことで、この事業仕分けというものを客観的に検証をできたわけでありますが、行政に市民参画を促し、アピールをするためには、非常に有効な

策であることは認めながらも、市として種々の準備と十分な対策をとっていないと大きな危険が隠れているなどということを感じました。事業仕分け終了後、担当課長がマスコミに国の仕分けと違い市民目線でのサービスができているかを見直すのが目的である。結論が予算に反映できるものはするし、できないものは市民に説明が必要になると、そう答えております。担当課長の発言にある通り事業に対しての市民目線でのサービスができているかどうかを判断するためだけだったら、事業に対しての公聴会あるいは諮問委員会等の設置等、市として取り組む手法は様々考えられるところであります。

しかし、当局は今回事業仕分けという手法をとられました。その結果によって、結果がひとり歩きをしています。多分当局として、この事業仕分けを続けていくつもりでしょうが、私が今回の事業仕分けを見ての心配は、大きくは3つあります。その3つを皆様にまずはお示しをして、それを踏まえて質問に入っていきたいと思います。

1つ目であります。今回仕分けられた事業は、生活に密着をした事業であり今年度当局が絶対に必要だとして議会に予算を提出をし、議会の中で種々の面からいろいろと検討が加えられ、議会としても妥当だとし今進行形の形の中で一生懸命担当の職員が汗をかき、そのことによって、市民の皆さんが喜んでくれるものと信じております。繰り返しますが、100%必要としたからこそ予算、事業提案をし、事業を遂行している当局自身はその事業を仕分けさせ不要と言わせる手法そのものが自己矛盾の典型に見えます。

また、議会での決算審査、予算事業審査を余りにも軽薄に見せます。この部分をどう考え、どう乗り越えるのかその仕掛け、歯止めがない中でのパフォーマンスとしての事業仕分けは、余りにも危険であるということでもあります。

2つ目であります。公募により選出をされた市民の皆様と他市の職員の皆さんにより、我が市の政策としての各事業が不要まで結論づけられ、その結果がひとり歩きしてしまうことに危うさを感じております。このこともしっかりとした仕掛けと歯止めが必要であり、心配をいたします。最終的に結果責任をとるのはだれかということも含めて、しっかりとした覚悟を伴った事業仕分けでなければならないと思います。

3つ目であります。仕分ける人も市民であります、仕分けられる事業に頼って今ここで生活をしている人もまた市民であります。仕分けられているのが生活に密着をしている事業でもあり、特に不要と言われた事業の受益者の皆さんが一言の反論の機会もない、与えられない、欠席裁判とも言えるような、行政仕分けのやり方についても非常に疑問ですし心配もしております。

この私の3つの心配を踏まえて、通告通り4点の質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

1、今回の事業仕分けによって、仕分けされた事業が判断材料の1つとはいえ、来年度以降の事業、予算に反映をさせるという中では、少なくともその仕分け結果が市民の大多数の意見であるという論理づけが必要だと思います。他市の職員と公募という形で選出された市民のメンバー構成の中で行われた

議論の結果が多様な市民要求の中、地域性、職業、あるいは年齢構成等々の中で市民の総意であるという担保をどうとっていくのかお伺いをいたします。

2、ある面で現在のやり方では、事業仕分けに取り上げられること自体、その事業に頼っている多くの市民にとっては、災難であります。事業仕分けに俎上される事業の選出に当たっての公平性、透明性がどのように担保をされているのかお伺いをいたします。

また、仕分け人に対しての事業説明が十分になされ、十分に理解をされた上での開催であり仕分け結果なのかお伺いをいたします。

3、当市での事業仕分けの結論は、事業改善の判断材料の1つとはいいいながらも、イメージとしては国の事業仕分けが先行しており、不要とされた事業の継続に与える影響はかなり大きいと思われま。併せて5年、特に各地区で政策として行われていた部分の廃止に向けて恣意的にこの事業仕分けが使われることを心配しております。

その部分の払拭への担保をどうとっていくのかお伺いをいたします。

最後の4つ目。結果責任をだれがとるのかという部分も含めて、自治体運営の中での事業の継続、新設、予算づけについては、事業仕分けの導入よりも議会による政策形成、政策提案が主となるべきであり、地方自治の基本でもあると私は考えるのですが、市長の見解をお伺いをいたします。

大きな2つ目。

農地・水・環境保全向上対策についてお伺いをいたします。

農水省は先月、農地・水・環境保全向上事業対策と中山間地直接支払制度を2011年度から拡充をする方針を明らかにいたしました。

それを踏まえて3点質問をさせていただきます。

1つ目。この事業は個人ではなく、地域を支援するという点、また1年ではなくて5年間の継続事業であるということが普通の補助事業と大きな違う特色があります。

しかし、当初の加入率が中山間地を含めて水田面積の59%であり、後加入ができないという点で、市内の集落の農業基盤に加入、非加入によって大きな格差が見られるようになりました。市としてこのことをどう認識をし、対策をとっていくのかお伺いをいたします。

2つ目。現行対策から農地・水・保全管理支払いの中で、施設の長寿命化対策に取り組むと、現在の10アール4,400円から倍額の8,800円の補助金になる予定であります。この補助金の構成比は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1であり、現在この対策には市として1億円の市財が投入をされ、国と県から合わせて3億円、計4億円が市内組織に支払われている現状であります。

来年度、この国の施策に乗っていくことになれば、もう1億円、計2億円、この事業だけで市財が必要になりますが、財源見通しも含めてこの事業に市として積極的に取り組んでいくのかどうかお伺いをいたします。

3、政権交代をして1年、様々な新たな農業への補助施策が出されておりますが、その事業に対して

の先取り、調査、研究、分析において、市として十分な体制になっているかお伺いたします。

また、その施策を市としてそしゃくをして、一般農家に理解をしてもらう工夫、配慮が十分になされているのか現状分析と考え、方向性を伺います。

以上、大きく2点壇上から質問いたしました。ご清聴まことにありがとうございました。

○石山米男 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 大きく2点お尋ねがございました。

まず1点目の事業仕分けにつきまして、3つの基本的な議員の考え方をベースにして4点のお尋ねがあったわけでありますけれども、ずっと一連の答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目でございますが、この市民の総意である担保をどうとっていくかと、こういうふうなご質問でございました。これにつきましては、市が行っている事業を市民の皆様の目線でまず見ていただく。その事業に対する意見をちょうだいすると、こういうことで今後の私どもの事務改善など行財政改革に生かしていくことが目的でございます。

今回は、23人の市民の方、5人の近隣自治体職員の方にご参加いただきながら実施いたしました。その結果そのものが市民の皆様の総意であるとの認識は持っておらないところであります。市としては、事務事業の評価に市民の皆様の視点を超えることで実施している事業が本当に市民の皆様の意向に沿っているものなのか、確認する機会と考えておるところであります。今回の結果については、市民の皆様の貴重なご意見として今後の事務事業の見直しの判断材料の1つとしていきたいと考えておるところでございます。

2点目に、仕分けについての様々な前提条件等々についてのお話でございました。ご指摘にもございました今回の仕分けでございますが、私どもが実施している1,700の事務事業のうちから市の裁量の余地が少ない事業を除いた574事務事業を抽出した上で、事業費が原則300万円以上で市民の皆様に身近な事業やサービス事業の中から30を選定した次第でありまして、今年度はこの30を対象といたしておりましたが、残りの事業についても次年度以降順次事業仕分けの対象としていく予定であります。

今後すべての事務事業が仕分けの対象となっていくこととなりますので、その意味でも公平性、透明性は確保されているものと考えております。

次に、仕分け人の皆様に対しての事業説明が十分になされているかという点ですが、仕分け人の皆様には事前説明会を行っております。その際に、国で行われている事業仕分けとは異なり、財源捻出を目的とした仕分けではなく、市民目線でどう見えるか、どう感じるのかを率直に伺うという趣旨であること、さらには、仕分け結果はそのまま事業に反映させるものではなく、よりよい事業実施に向けた判断材料、参考意見の1つとさせていただくということを繰り返し説明いたしました。

また、事前説明会においては、事業の目的、内容、効果や課題などを明記した説明用シートのほか補足説明の資料なども配付いたしました。以上のことから、仕分けの目的及び対象事業について理解して

いただいた上での仕分け結果であったと考えております。

しかしながら、資料だけでは判断が難しい事業があったことは否めないところでありまして、来年度以降の検討課題といたしたいと思っております。

3番目でございます。

当市が平成18年度から平成20年度の3年間、試行期間として事業仕分けを実施していた当時、事業仕分け自体は現在ほど一般的なものではなく、行財政改革の手法の1つとしてのみ位置づけられておりました。

当市は、比較的早くからこの手法に着目し、有益な手法となるよう検討を続け、本年度本格実施いたしましたところでありまして。この間昨年からの国における事業仕分けがクローズアップされ、事務改善など市が進めようとしている事業仕分けとは、相違するイメージが浸透している状況となっております。

しかし、市の事業仕分けについては、先ほど申し上げました通り市の事業を市民目線で見えていただき、その事業の是非に対するご意見をちょうだいすることで、今後のよりよい事業実施に向けた判断材料、参考意見の1つとさせていただくことを目的として実施しております。今回の結果については、十分な検証を行い、また、実施後の影響も見定めながら次回実施に向けて、より有効性の高い事業仕分けを構築してまいりたいと思っております。

4番目ではありますが、今回の事業仕分けは何遍も申し上げます通り、市民の皆様のご意見を伺うことが目的でございます。より具体的で率直な意見をとの考えから、グループとしての事業継続についての要、不要などの意見も頂きましたが、あくまでも参考意見としての扱いにとどめ、事業実施における最終判断は市が責任を持って行うものであります。

また、これは、市の政策形成並びに行財政改革の一環としての位置づけと考えており、議会による政策形成、政策提案を阻害するものではないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

大きな2つ目に、農地・水・環境保全向上対策についてのお尋ねがございました。3点ございました。まず、1点目でございます。

これにつきましては、今さらの話でありますけれども、集落におけるこれまでの農業者を中心とした活動により農業生産に欠かすことのできない農地や農業用水路などの資源が守られてきたわけでありまして、農業従事者の減少や高齢化の進行によりその保全管理が困難になっているため、地域住民も参加した協働活動により営農活動を支援する対策として、平成19年度より94組織で取り組んでいる事業であります。県内においては、大仙市に次ぐ面積で取り組んでおりますが、農用地面積の57.9%を占める取り組みとなっております。事業開始から4年目を迎え取り組んでいる地域とそうでない地域の間には農道、水路等の農業用施設において管理状況に差が生じてきております。この事業は、平成23年度までの5年間の事業となっておりますが、その後も本事業が継続実施されるよう県を通じて働きかけてまいります。

また、農家戸数の70.5%が本事業に取り組んでおりますが、次期対策が実施された際には、新たな組織の参加を促進し、農業用施設の適正な維持管理による長寿命化と、維持管理における地域間格差の解消に努めてまいります。

この項の2つ目。農地・水・保全管理費支払いにつきましては平成23年度の農林水産省概算要求において、集落の手による水路、農道等の長寿命化対策を強化する内容の施策が追加して盛り込まれております。今後詳細な内容について、情報収集に努めてまいります。

なお、現行の事業につきましては、普通交付税、特別交付税で措置されておりますが、事業の内容や財源等が明らかになり次第、判断をしてみたいと考えております。

3番目、最後であります。政権交代いたしました。それに伴いまして農業施策、大きく変動いたしております。これに対応するため日ごろから新聞やテレビ報道はもとより、毎日更新される農林水産省のホームページをチェックし、情報収集に努めております。また、定期的には国・県、JA、共済組合等農業関係団体、関係機関職員による会議を開催し、国・県との事業の情報交換を進めております。

一方、一般農家の皆様への事業啓発については、その都度チラシを作成し、事業内容の周知に努めておりますし、JA等が主催する集落営農組織や認定農家を対象とした説明会には、職員が直接出向き、事業内容の説明を行っております。

さらに、今年度は市が実施する新規事業の内容を網羅したパンフレットを作成し、市内全農家へ配付しております。今後農家の皆様からのご意見も伺いながら、理解を深めていただくための工夫に努め、農業関係事業のより迅速な周知を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○石山米男 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） ありがとうございます、まず。

事業仕分けについてであります。市が考えるところとそれから市民目線で報道で情報を仕入れたときに、市の今の考えが普通の市民に市の考え通りに伝わっているか。そのギャップがやはり私と今市長の答弁の差なんだなということを確認しました。

ただ、我々が先にやっただけと言いつつも、やはり事業仕分けはあくまでも事業仕分けして無駄がないか、市民目線のその判断を得ることよりも、そういう部分でこうみんな興味を持つ。そして、不要と言われた事業について、今回4つですけれども、非常に気になったのは、増田の真人山荘と増田の診療所。その部分の中身が不要と言われたものだから、その地域の人にとって非常に困るなど。調べてみて、結果として私の恐れていたことが市が説明することよりも、これじゃ困るなどということがかいま見えるんで、それ言わないとかみ合わないんで、まずそういう形で質問を用意してきたんですけれども、具体的に言っていくほうがわかりやすいんで、そうします。

実はですね、この真人山荘は不要と言われました。それでその理由の中で、事務事業まとめシート記載コメント、利用者が地域に限定をされ、一人当たりのコストも高いため廃止すべきであります、これ

はこういうふうにちゃんと事実としてあるんですからね。それで廃止という判断をされた。こういう形で、例えば地域のことがやられた場合に、狙上されたものが全部不要、要らない、という形にならないか、そこを非常に心配するわけであります。現実はこの形で、それは市としては市民目線ではいいながらもそれを、報道によった市民は、要らないものだ無駄なものだ、そのギャップが怖いんですよ。もしそうだとするならば、市民にそこをわからせるための工夫をどうしていくのか、また、正直話こういう部分、要するに市民に判断を事業の廃止まで判断をさせる必要がなかったんじゃないか、あるいはその事務内容を庁内で利用するためには公開でやる必要はなかったんじゃないか、結果として改善する、内部でそれを利用して改善するためには非常にパフォーマンスのにおいがぷんぷんとしますし、その結果として不要と言われたその市民が非常に迷惑するきっかけになってしまっているのではないか、だから来年度以降もやられるということですので、その辺をどうなさっていくのかまずはお聞きをします。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 答弁でも申し上げたんでありますけれども、民主党政権での仕分けの取り上げ方が極めてセンセーショナルでありまして、それで市民の皆さんには今議員がご指摘のような見方をされたというふうに思います。大変不幸なことだなあというふうに思っております。新聞報道では私どもの担当課長のコメントも載せてくれましたので、きっちり読んでいただければ私どもの意図するところはおわかりいただけたと思うんですが、ヘッドラインだけごらんになった方にはなかなか伝わらないだろうと、民主党と同じかという話になるとするならばこれは大変不本意な話でございます。これについてはこれも答弁で申し上げたとおり、来年以降の仕分けのいろんな課題の中で検討することでありすけれども、いずれ地域固有の問題について言及された場合には、これに対する取り扱い等々についてやはり、例えば議会もそうでありすけれども、地域づくり協議会の皆様だとか、そういう方々に、我々の考え方を誤解をなさらないようにという意図でありすけれども、お伝えする必要性はあるだろうというふうに思います。何遍も申し上げます。真人山荘についても診療所についても不要の判断をいただいたから来年からやめますと決めたわけではございません。そのことは明言いたします。ただ、やはり私どもの担当が、その仕分け、万座の席とは言わないにしても、何と申しますか傍聴人もいる中で、仕分け人の方にその必要性だとかその事実関係について十分に説明できたかどうかという我々の側の問題も非常に大きいというふうに思います。そういう意味で、その場の議論がすべてだというふうには思わない、思っていない、しかしその範囲内においては、市民の皆様の一部とはいえ、ちゃんと見識のある方のご意見でありますのでこれは我々傾聴しなければならない。もちろんその判断をとらえて、我々が廃止するかしないのかどう変更していくのかということは、これは来年の政策形成に向けてお知らせするつもりであります。そうしないとただ単に何のために呼ばれたかと、こういうようなことにもなるかと思っておりますので、そういう考え方を持ったところでございます。

○石山米男 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 具体的にこうやってやっぱり聞いていくしかないと思うんで、非常に言いた

くないんだけど、これがひとり歩きしている部分があるんであえて聞きます。

これは増田の診療所の問題でありますけれども、新聞持っていますけれども、新聞報道の中で、増田の診療所の運営費については役割を終えているとして全員一致で不要とした、市側の担当者も、もうやめないといけないと私たちも思っていた、と思わず本音を漏らす場面もあった、こういう報道がされているんですね。だから市の思惑とは違って市の現場も含めて非常に私はその部分、要するにその行革の一角だと市民目線という部分がわからないのではないかと、わからない職員もいるのではないかと、いうことを心配するわけであります。

それから、これは正直言うところ言ったかどうかわかりませんが、それからもう一つその増田の診療所の場合どこまで説明をなされたのか、要するにこの事業仕分けについては、説明をする職員の技量によって非常に違うんです、非常に。要するに増田の診療所、まあ数字を挙げて話せば一番よくわかると思って数字を上げるんですけれども、昨年度の決算443万円かかっている、443万円です。それで利用者の方が705人、毎週水曜日午後2時から3時半まで1時間半、平鹿病院の先生方に難儀をかけてという形で、非常に受診なされている方にとってはありがたい、いまだに非情だと言われている中で、すよ。先ほどの討議の中に、コーディネーターの人たちが言ったのは、合併した現在において所期の目的は達成した、廃止すべきだ、そのほかの意見として、行政が公金を投入する意味についてその都度見直すべきである、こういうコメントなんですね。そういう中で、443万円かかっているんですけれども、この増田の診療所があることによって交付税が710万円入っているんです。一財について、まあ一般財源化しているので、なかなかこの部分は見えづらいところがありますけれども、市の財政需要にかかった費用から差し引いても267万円も増田の診療所が貢献しているんだと、このことがはっきりわかっていたらどうか、そうした上での増田の診療所が要らないというそういう発言に、その仕分け人と言われる人たちが言ったのか非常に疑問なんです。こういう危うさをどうしていくか、要するに説明する質を高める市側の努力、わかっていたと努力です、それがやっぱりそうは言っても1,000人いれば1番から1,000番まで、今回は30人説明したとしたなら1番から30番までになると思うんですけれども、ただ、下手ならそれはそれでいいんですけれども、そのことによって廃止されたらやっぱり市長言うように内部だけにとどまっていなくて非常に迷惑なことだ、今回、市長にこれは続けるからと言われたんですけれども、この705人にとってはこれは今まで針のむしろだったと思うんです。来年からなくなるんでないか。だからその辺の担保を、どうしても必要だろうと、そのことについてどうか市長の考えをいま一度お願いします。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 個別の事業仕分けの結果を受けてどう対応するかという検討をまだいたしておりません、私どもの段階では。来年の予算に向けた政策形成の中でその議論をするわけでございます。もとより、今ご指摘あったような交付税の問題だとかこういう問題は、トータルで判断しなければいけないことですので、それはその分に関して言うと、そういう過ちは犯さないということをもっと申し上げ

げなければならないけれども、ただ事業仕分けの段階でどこまで説明したのかということについてはちょっと何とも言いかねますので、来年に向けてはあらゆることを説明した中でその事業の妥当性の判断をいただけるような努力と工夫はしていかなければいけないと思います。

○石山米男 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 私は本来仕掛けが、一言でこれは事業の継続・廃止に、市として結びつくものではないところ簡単に言うんですけども、怖いのが市民がそう思わない、思えない、今民主党云々の話ありましたけれども、そういう部分の中であちこちでそう思う、そういう人のほうが多いのではないかと、だからこそちゃんとした仕掛けをして、我々が今年度こういう廃止だと言われたことだってさっき言ったとおりに、絶対必要だとして我々に提案したことじゃないですか。そしてそれを我々がやっぱり各地区の代表が、それこそ地域に半分足を据えて市の方向性を見据えて妥当として今やっている中で、市の担当の職員が説明して、その要らないと言われる部分については、あえて議会側から私議員として言わせてもらうならば、どういうことなんですかと、そういう思いでいっぱいなんです。こんなことやっていたらそれこそ議員の本質、議員なんて要らないだろう。こういう形でやっていくんですよ。市民の皆さんがそういう誤解をしてもこれは当然だろうと、思いは思いとして、自分の思いとして正直その思いをちゃんと思いのまま市民が受け止めてくれればいけれども、そこがそういかなからあえて私がここで質問しているわけでありまして。だから今回私が指摘をした部分についてちゃんとした市としての歯止め策、こうこう来たらどうする、例えば今回公開でやられました、公開でやられたことによって市民の住所氏名ちゃんとわかっているんです。我々が市町村合併で大きく方向性で騒いだときに、コンピュータのブログで個人情報ばばん出るんですね、調べて。あれはとんでもない、これはこうだ。その事業を仕分けさせて結果を万人の前で出させてしまうということは、こういうことに対しての配慮も絶対必要なんです。それまでやってのその事業仕分けのオープン化、そして、その方向性の廃止まで言わせてしまう、不要まで言わせてしまうことが本当に市が意図しているものではないか、そこを思うわけです。だから一つ一つこれ本当に気をつけていかないと。確かに思っている思いは私は認めますよ。認めますけれどもその危険性も大いにあるということもまた再認識していただいて対策をとっていかなければいけない、私はそう思うんです。だから一言簡単に市長がそれは思い違いだというのではなくて、やっぱりみんなで検討してという部分は言ってもらえないと私は安心して終われないんで、時間いっぱいこれの問題話しているという気がするんで、どうかひとつ、前向きな答弁を。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 議員がご心配なさっていることはよくわかりました。これは多分すべての議員の皆さん共通して同じではないかなというふうに思います。ただ私どもは私どもの立場で市民の皆さんに直接語りかける必要性はございます。我々のつくり上げている政策の形成にかかわる部分でありますので、我々は我々なりに独自に、やはりお聞きするすべを持たなければいけないというふうに思っています。

ただそのプロセス、あるいは結果としてさまざまな予期せぬ事態が起きるだろうということを懸念されている話もございますので、これはやはり我々もよく反省すべきは反省して検討すべき点は検討しなければいけないだろうと思います。しかし今の段階では、それは十分することはお約束しながらも、来年もやりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○石山米男 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） そうですね、やめれというようなものでもないし、だからちゃんとした対策をとって今回ちょっと甘かったと思うんですね、その部分についてはやっぱり対策をとりながら進めていってほしい、そのことで次の質問に移りたいと思います。

農地・水・環境保全向上対策について、ここの部分について私、この部分の中で、今さっき答弁の中にありましたけれども、全農家数の7割をカバーしている、7割をカバーしているんですね、農地としては6割であります。6割以下なんですけれども、まず7割をカバーしている、中山間地が入っていないのでさっき言った数字とちょっと違うと思いますけれども、農地・水・環境保全向上対策と中山間地含めれば59%、まず6割であります。ただこれが多いか少ないかということになりますと、私は今から4年前やったときにやっぱり今と比べて参加させる努力、これが足りなかったなあ、つくづく、思いがある、これがなぜかというやはり5年間、5年間継続してやっぱり事業が続いていく、そして後参加ができない、さっきも言いましたけれども、そういう部分の中でそれこそ堰1本、くろ1本を境にして明確に違いが出てきたんです。だからこれについて対策をどうするっていったときに一財が4分の1入っているんで、私にですよ、やはり十文字では農道の砂利まで市道として認定しているものですから、砂利を渡すときにはやはり農地・水に入っている組織については、そちらのほうから出してほしい、少なくとも加入できなかった組織について優先して配慮していく、まあ各地区でさまざまなことをやられていると思うんですけれども、そういう部分について明確にやっぱりしていかないと、やはりもう1年あるわけです、来年度を含めて、そして額が大きくなるわけでありまして、そういう部分について具体的にコメントをいただきたいんですけれども、いかがなものですか。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 この農地・水・環境保全部管理の関係につきましては、平成19年度から平成23年度までの5年間ということでありまして、数字等は先ほど市長が申し上げました。今の、23年度の農林水産省の概算要求の中に、286億円が要求されておりました、今申し上げましたように集落の皆さんの手による農地周りの水路なり農道なりの長寿命化を図るためのメニューとして今設定されたものでございますが、いずれ詳細等はまだ手元にございませんで何とも申し上げられませんが、次期対策としてあった場合は既存の組織に新たな組織を加えるということでの我々は気構え持っておりますので、詳細が入り次第に農家の方あるいは集落の方に詳細をお知らせしながら説明会等行ってまいりたいということを考えております。

以上です。

○石山米男 議長 18番齋藤光司議員。

○18番(齋藤光司議員) 聞きたいことはそういうことではなくても、いいことを言ってくれたんで、そこをお願いします。ということは、今回私の隣り集落が入ったらよという形の中でこう入られたときに、国の補助金が入っているために会計監査があると。そういう部分の中で集落の中で市の職員あるいは町の職員であってもいいんですけれども、その退職した人とかそれから農協を退職した職員とか、その事務方がしっかりしていれば取り組めた補助事業だったんですけれども、やはりそうでないところは会計監査で物すごい膨大な事務が必要だということで、一言で言えば、ここの表現で言えばおじけづいたという形で、ただ、今言ったとおりに後参加できないものだから差が物すごい出てきていると、だからこの後私も言いたいことは、こういう機会があったらやっぱり入れる努力、入ってもらう努力をしてもらうべきだという、そういう思いです。それからこれの中で、一つ非常によかったと思うのは、去年、これ前にも話したことあるんですけども、需要即応型水田農業確立推進事業の補助金であります。1つメニュー5,000円、3つで最大1万5,000円、こう入るやつだったんです。これも国の事業ですから会検もあるしさまざまある、ただそういう中でこれも各農家にその会計検査に通るような事務量を任せていたら、半分ももらえなかつたら、半分の農家戸数もなかつたら。現実に昨年度当市の中で3,046戸、交付額としてその需要即応型水田農業確立推進事業によって4億2,000万円、これは隣町とも比べても全国的にも物すごく突出した額であります。これはなぜか、それこそ担当の職員も含めてその担当の事務方となる農協に説明をして、農協の職員がやっぱり事務を代行したと、要するに個別の農家は行って申請するときその当てはまる項目の中に住所と名前と判こ、そして田んぼの地積と地番と何を植えたか、何をしたかそれを書いてそれで市全体として4億2,000万円、これを取り入れたんです。何を言いたいかというと、役所がただやるだけの受付機関になってしまうと、もらえるものももらえない、該当していてももらえないだろう、やっぱりそこの中では非常に工夫が大事だ、農地・水のときは加入者7割でした。これは9割超えています。該当する人全部とっていいです、10割とって。こういうやり方を、今のやり方をこれからもしていただきたいんです。方向性としては今悪くない方向に行っていると。それからもう一つ気になるのは、交付税の様子を見てという話でしたけれども、実際問題まだ概算要求だからこれ通るか通らないかわからないんですけども、方向性だけでも市長、これ市がまずもう1億出してくれれば、やり方の中でですよ、もう1億円出してくれれば3億円入ってくるんです。今日概算払いが9,000円だということでショックで、普通るときであれば朝飯も食えない状態でしたけれども、実際問題一般質問があるというのでそっちのほうにばかり頭が行っていて、これから家に行ってからボディーブローのようにショックがどんどん効いてくると思うんですけども、非常に今農家大変なときであります。何で補助金に頼るって、補助金に頼らない農業と言いながらも補助金もちゃんとした要綱を当てはめる、さまざまな要綱の中でやっていく、そういう部分の中では努力をしなければもらえないお金でありますし、これを見逃す手はないだろうと、だから市としてこの農地・水・環境払いの拡大部分については、積極的に取り組んでいくんだというその判断を、ひとつお願いを、

まず市長から最後にその答弁だけもらって、それからその一番最後ですけれども、部長に言うておくんですけれども、6次産業化、これで今市長がまちおこしをしようとしているんですよ、農業の6次産業化、そういう中でここに農水省の補助事業がらっと持ってきた新聞1枚全部ある。私ができるのは3つか4つ、でも専門屋であっても全部説明しろと言ったらなかなかできないと思うんです。だからやはり戦の前には敵を知ることであります。補助金をもらうためには補助金を知ることであります。だからこれに対して真摯に真剣に、やっぱり向き合うことがやっぱり少なくとも必要だ、ここを申し上げてこの体制をどうするかということと2点どうかひとつ答弁していただきたいと思います。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 やっぱり空手チョップでは戦えませんので、裏づけをまずよく見ることが大事だなと思います。ただ地域で抱えている課題は大変厳しいというのは承知いたしておりますので、すべてはバランス感覚だと思いますので、バランスをよく見ながら、地域の課題と入りと出の状況をよく見ながら、考えていくことの答弁でまあ今日のところは勘弁いただきたいというふうに思います。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 農業関係につきましてはいろいろな補助金が、メニューが豊富にございます。ただ基本的にはやはり自立した産業として定着するためには一過性の補助金だけに頼るのは危険だというふうに考えております。ただやはり実際に大豆なり麦なり等については、施設も含めてハードも含めて補助金がなければなかなか成り立たないということもございますので、私どもは国及びその外郭団体も含めて、あるものは利用させていただきたいということを常に考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

◇ 寿松木 孝 議員

○石山米男 議長 22番寿松木孝議員に発言を許可いたします。

22番寿松木孝議員。

【22番（寿松木孝議員）登壇】

○22番（寿松木孝議員） 午後の大変お疲れのところ本日の最後の質問者となりましたけれどもおつき合い願いたいというふうに思います。寿松木でございます。

それでは通告に従いながら質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、行政の各システムについてをとり上げてみたいというふうに思います。

横手市の財政状況は景気の悪化による税収不足、急速な高齢化を受けた社会保障関連支出の増大や人件費の高どまりなどから厳しい財政運営を強いられていることは皆様ご承知のとおりでございます。行政コストの削減は待ったなしの状況になっているというふうに感じております。そのような中で各行政システムには大変大きな経費がかかっているのではないかと、そんな思いの中から今回各システムの構築費用とメンテナンス料につきまして調査してみました。

情報政策課から資料をいただきまして見てみますと、住民情報系を初めとした基幹系システムは5件あります。金額が11億8,770万円余り、イントラネット地理情報システムなど主要システムは8件ありまして7億8,500万円余りで、合わせますと19億7,270万円ほどの導入費用がかかっております。また、これらのシステムの年間の保守点検には毎年1億3,770万円ほどがかかっている計算になっており、大変膨大なコストとなっているように感じております。

確かに、現在の行政事務では各システムは必要不可欠なものであるということも認識しております。また、そのシステムの開発にも各自治体用にアレンジした半オーダーメイドとなっている今の状況におきましては、競争原理も働きづらく、非常に悩ましい状態であるということも承知しております。その各行政システムが契約期間の終了を迎えようとしており、続々と更新をする時期を迎えようとしているのが現状であるというふうに認識しております。

さて、話は変わりますが皆さんはクラウドコンピュータシステムということをご存じでしょうか。これはインターネット上にある複数のサーバーを利用しながら作業を行うサービス形態をあらわした概念の一つでありまして、その語源はネットワークをイメージする図案で雲、空に浮かんでいる雲ですね。よく使うことからクラウドという名前がついたというふうに聞いております。パソコンをふだんからお使いにならない方には大変イメージしにくいというふうに思いますので、幼稚な私が自分なりの簡単な解釈でシステムを説明させていただきますと、カラオケのシステムを思い出していただきたいというふうに思います。10年ほど前までカラオケというのは、各機械に再生するディスクを大量に装備しながら1曲ごとに選曲して再生しておりました。現在はどうなっているのでしょうか。通信ケーブル1本で端末一つがあればすべての曲が再生できる、そんなイメージでとらえていただければこのシステムは何となく理解しやすいのかなというふうに思った次第であります。

さて、このクラウドコンピュータシステムを自治体の行政システムに利用しようとする試みがなされております。これは総務省が推進しているものでありまして、平成22年、今年の7月30日付で自治体クラウド推進本部が設置されております。内容につきましては、近年さまざまな分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティングを電子自治体の基盤構築にも活用していこうとするもののように、地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、市町村がこれを共同利用するというもののようにあります。現在は開発実証実験を北海道において取り組んでおります。また今後、京都府における開発実証、佐賀県、大分県、宮崎県、徳島県においてもこの実証が行われる予定のようであります。

前回の6月議会におきまして、我が会派の高橋大議員が主張されておりましたのは、このクラウドコンピュータシステムのデータのセンターを当市に誘致したらいかかという内容であった、このように思っております。さて、この自治体クラウド開発実証事業には、現在6道府県、66市町村が参加しておりますが、今後は今回の実証実験の結果をもとにしまして、特に財政規模の小さい地方公共団体におきましてこのような情報システムの集約と共同利用を合わせた取り組みを通じながら、効率的な電子自治体の基盤構築の実現、さらには地域を元気にする便利な行政サービスの提供に向けた取り組みがなされ

ようということでもあります。

私は、今回このクラウドコンピュータリングシステムを市の行政システムに生かしながら、行政コストの削減を図るべきというふうに考えながら提案してみたいというふうに考えておるのですがいかがでしょうか。更新時期を迎えようとしている各行政システムにつきして、現在、市が考えている整備の方向性についてお聞きしてみたいというふうに思います。

続きまして、2点目、大雄地区への光ファイバー網の整備についてをお話しさせていただきたいというふうに思います。

高速通信網整備の必要性などにつきましては、この議場でも何度も話題となっておりますし、皆様十分にご理解いただけているものというふうに思っております。今回あえて大雄地区と地区名を出しましたのは理由がありまして、合併時の光ファイバーの整備計画によりますと、当該地区におきましては横手地区の次に整備される予定であったというふうに記憶しております。しかし、通信事業者が十文字地区への整備を決定したことにより整備の順序を変えまして、十文字地区、平鹿地区への整備がなされました。また業者の整備がなされないであろうというふうに思われる雄物川より西側の雄物川地区、大森地区へは市で整備をしたところであります。さて、この間私は何回かこの議場におきまして、そして担当課の情報政策課の方々に対しての話をさせていただいております。そのときに出てくる答えはそのたびごとに、設置業者と折衝中であり多分設置は可能だろう、という内容でありました。しかし状況は一変し、設置業者は増田地区、東成瀬村への整備方針となり現在に至ってしまっております。大雄地区には平場というメリットがありまして、地理的、地形的にも大変整備しやすい場所であるというふうに思われているわけですが、なぜ現在まで整備がなされなかったのかをその経緯と今後の設置に至るまでの具体的なスケジュールについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

続きまして給食事業についてお聞きいたします。

先般行われました今後の行政課題説明会におきまして、教育委員会より横手地区に計画されている統合中学校の整備にあわせ、横手給食センターの建て替えを考えたいとの報告がありました。これは現在3,000食規模の同センターを6,000食規模の施設に建て替える計画のようでありました。私を知る以前までの計画によりますと、現在の市内7カ所の給食センターは雄物川給食センター、平鹿給食センター、横手給食センターの3センターへ統合される予定でございました。そして、横手給食センターの食数は現在の3,000食程度の施設の建て替えと聞いておりました。私は今回の説明を受けた際、少し違和感を覚えたのも事実であります。それは市が進める地産地消そして食育、この観点から果たして6,000食で調理する大型の施設の中でその施策が十分に活かされるのかとの疑問がありました。また、横手給食センターにつきましては他の給食センターとシステムが違うこともあり、調理や配送は委託されており、食材の購入についても違いがあります。そしてこの運営システムについては何ら方向性が示されていません。この横手給食センターの建て替えについては具体的なことは当然まだ決めていることではないというふうに理解はしておりますが、今後の整備に際しての考え方をお聞きしてみたいというふうに思い

ます。

次に、食材の共同仕入れについてお聞きいたします。私は平成20年12月議会でこのことについて質問をいたしております。ちょうどその12月議会、大雄給食センターが閉鎖に向けた話し合いをしている最中で、大雄給食センターの素晴らしい実績、そして行われてきた事業の中のいいところをどうやって次に継承させていくか、こんな話をしながら、そしてその中でやはり必要であろうという考えのもとに、この食材の共同仕入れについて質問した記憶がございます。少しでもよい給食を提供していただきたい、そんな思いからこの共同仕入れを推進すべきとの質問をしたわけですが、当時いただいた答弁は、ご指摘の部分については全く同感であります、各給食センターにおいてはやっぱり実際に給食をつくる段階で施設設備の違いなどからなかなか共同仕入れができないという事情はあるものの、保存のきく食材、調味料含めてでございますが、そういったものと、時期を外してはいけない保存の比較的きかないものを大別して共同購入し、コストを下げていくという努力は必要だろうという認識は持っています、との答弁でございました。現在の学校給食はその食材費を負担していただきながら提供しておる給食でございます。食材費はそのまま提供している給食の内容に反映されていることとなっております。少しでも質のよい給食の提供には食材の共同仕入れは欠かすことのできないことと考えながら、今回再度食材の共同仕入れについての現状と今後の取り組みについてお聞きしてみたいというふうに思います。

最後の項になりました。カーボンオフセット、オフセットクレジット制度について質問してみたいというふうに思います。

このことにつきましては、6月議会に高橋聖悟議員が質問しておられます。そのときに当局から出た答弁に少し驚きを覚えながら今回再度取り上げた次第であります。

経緯を少しお話ししますと、私は平成20年6月の議会におきまして、世界的な環境問題の流れの中で日本としても温室ガス排出量取引制度を制度化しようとする動きが見えておりましたので、本市として他に先駆けいち早く調査研究をし制度の利用を進めていただきたい、そんな思いを持ちながら、この取引制度に取り組むべきであろうという提案をしたものであります。その後、同年の11月にはこの制度が発表され内容が明らかになりましたので、この時期をとらえて、この時期にもぜひこの制度をうまく利用していただきたい、そんなことを重ねてお願いした記憶がございます。それからもう1年半以上経過しております。そうした中で今年の6月議会でありました。先進事例を参考に制度の活用について検討していきたい、そんな答弁でありました。私からすれば大変残念な答弁でありましたし、消極的な取り組みだったんだなというふうに思えました。この問題について確かに私が質問したときにはこの制度の内容についてはまだ決定されたものでもなく、大変アバウトな部分があったというふうに自分でも理解はしております。しかしその中で市長としても当地域に対してメリットのありそうな、こういう形の制度のことについてはさまざまな部分で調査研究しながら取り組んでいきたい、そんな内容の前向きな答弁をいただいている、そういうふうに記憶しております。しかし、この1年半、6月議会での答弁を見る限り全く動きはなかったのかなと、大変残念であります。担当部署としてはどのような検討が

なされて、ではなぜこの制度の活用に至らなかったのか、どの部分がひっかかったのか、そしてどのような内容で今進んでいるのか、詳細についてお聞きして壇上からの質問を終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○石山米男 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 合わせて4点のお尋ねございましたけれども、まず1点目でございます。

行政の各システムにおいてクラウドコンピュータの導入を視野に入れたご提案がございました。これについてご答弁を申し上げたいと思います。

数字のご指摘もございましたが、私どもの業務の中で内部情報系システム、住民情報系システムさまざまなシステムを導入して、そして多額の経費をかけて運用いたしております。しかしながら今後は職員が減る中で、新しい情報システムを導入して有効に利用することは大変重要で必須で、またなかなか検討の要することでもあります。ただ、この場合においても、ご指摘にもあったとおり導入経費、ランニングコスト、これは莫大でありますのでその上でなおかつ行政効率を上げるというような部分についても大変重要になってくるかなと思っている次第でございます。合併後5年経過いたしまして、いずれのシステムも更新時期を迎えております。抜本的な方針といたしましてはその更新についての方針でありますけれども、ハードウェアにつきましては、保守の期限が切れるということでありまして新しい機器に更新をいたしたいと思っております。ソフトウェアにつきましては、現行のシステムがこれからも使えるものについては今後5年間はそのまま使って経費を節約いたしまして、法改正があつて対応が必要なシステムあるいは業務改善が、そのことによって大きく見込めるシステムについては新しいソフトの購入やバージョンアップなどで更新対応いたしたいというふうに考えている次第でございます。ご指摘にもありました、国が現在推進いたしております自治体クラウドについてでございますが、現在2年間の実証実験中でございます。その後に法改正やメーカー対応が行われることを想定いたしますと、市としては5年後の次の更新についてクラウドを含めたシステム導入を検討していくのがベターだとこのように考えている次第でございます。今後もシステムの整合性を確保しながら導入経費及びランニングコストの軽減を図るとともに、何遍も申し上げております、業務改善効果が上がるシステムを構築してまいりたいと考えておりますのでよろしくご理解をお願いいたします。

次に2番目、高速通信網整備についてでございます。

これにつきましては、議員ご指摘のような背景の中で市全域のブロードバンド化、光ファイバー整備によるブロードバンド化を図ってきたところでございます。そしてその中でも近年、超高速通信としてADSLから光ファイバーにというふうな要望も大変高まっているわけでございます。これについてはNTTが局単位で進めているというようなことがございまして、ご指摘にもございました、横手地域から十文字、雄物川、平鹿、増田地域の一部が対象となり、整備が進んでいるところでございます。光ファイバーがまだ整備されていない地域につきましては、世帯数が少ないとはいえ、情報格差の解消のた

めのインフラ整備が今後も重要であると考えております。国においても全世帯へ光ファイバーを敷設する「光の道」構想を施策として掲げており、来年にかけて制度などの整備を図る予定のように聞いております。今後の全市の光ファイバー化への対応については、これらの制度整備も踏まえながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。なお、具体的な大雄地域におきましては、平成16年度にADSL化完了いたしておりますが、光ファイバー整備につきましては、次期整備エリアとして早期着手を通信事業者に要望いたしておりますが、今後も地域の皆様と一緒に強力で要望を継続してまいりたいと思っております。整備の時期につきましては、通信事業者の判断によるものでありまして、現時点で明示できる状況にないのはぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

3番目の給食について2点お尋ねございました。これは教育委員会のほうから答えさせたいと思いません。

4点目のカーボンオフセットについてであります。

この制度につきましては、平成20年11月に環境省が創設した制度でございまして、議員からもご紹介ございましたとおり、さまざまなメリットがあつてよろしいわけでありますけれども、その申請する事業の妥当性や、排出削減量の検証が容易ではなく、そのための費用もかかり、全国的に普及が遅れておつたところであります。市でも制度の研究、勉強はしてまいりましたが、このような理由で具体の取り組みまでは進めておらなかつたところでございます。国では制度の積極的な取り組みを促進するために運用の整備を進め、平成21年6月から12月まで環境省と林野庁が共同で全国説明会を開催したほか、平成22年6月には申請にかかる費用を支援する補助事業を創設するなど制度を拡大することにいたしました。市としましては、国の制度拡充を踏まえ、先進事例などを参考に具体的に組み立てるかどうか検討してまいりたいと思っております。県内においては今年度県が試験的に取り組んでおりまして、その状況などを教えていただいております。現段階ではクレジットとして認証してもらう二酸化炭素の削減量については森林環境部門の第三者的機関が検証することになりますが、現在この機関、国内に8社しかなく、相当の日数と費用がかかるということでございます。また、県の試算では、クレジットとして認定されて販売できてもほとんど収益は見込めそうにない現況ということでございます。これらに加えましてクレジットを販売する企業を探すことが大変難しい状況になっておりまして、今後ともさまざまな事例等を参考にしながら検討を進めてまいりたいというふうに思います。また、平成20年6月議会でのご質問では、環境保全のための森林整備に関心を示す民間企業が増えてきていることについて、市がこれらの企業に対して市内の森林のスポンサーになっていただくためのコーディネーターになれないかというご提案をいただきました。市で検討を始めて間もなく、秋田県が同様の趣旨で県内の森林を対象に企業による水と緑の森づくり推進事業を立ち上げましたので、早速、山内地区の市有林1カ所について登録をお願いいたしたところでございます。現在県内では11カ所が登録され、そのうち3カ所にスポンサーがついておりますが、当市の1カ所はまだ契約が成立しておらなかつたところでございます。企業側におきましては利便性が高くアピール性のある地区を希望しているため、成約が難しい状況であり

ますけれども、企業の関心、興味を引くような工夫をいたしまして、新たな候補地も探しながら引き続き県に働きかけてまいりたい、このように思っている次第でございます。

以上であります。

○石山米男 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 給食について2点のお尋ねがございましたので、お答えいたします。

まず最初の給食センターの統合に関するご質問でございましたが、学校給食センターについてはご存じのように施設の老朽化だとか食数の減少を勘案して、横手センターの改築を含め、統合を検討しているところであります。7センターの経過年数や規模、それから今後の食数の推移などを考えますと、平成26年度からは、平鹿、雄物川、新横手給食センターの3センター方式で運営するのが適当ではないかと現在考えております。その場合、先ほどのご指摘のように新横手給食センターは約6,000食という規模になると予想されますが、その運営については、安全、安心な学校給食の提供を第一に、調理や配送業務、食材の購入方法などについてさまざまな方面から検討、研究するとともに、産業経済部やJA、炊飯委託業者等関連団体と連携、協力しながら、どのような方法をとれるのかということは今後とも研究していきたいというふうに考えております。また、ご指摘のように学校教育は食育を推進する上で重要な役割を担っており、学校との連携や地場産物の活用、給食の充実等を図っていくための体制についても検討してまいりたいというふうに考えております。

2つ目の共同購入についてのお尋ねでしたが、この点については先ほどのハードの整備とかなり強い関連がございまして、議員ご指摘の12月の答弁から余り出ていない答弁になろうかと思っておりますが、現在も学校栄養士部会を中心に検討を加えているところではあります。しかし現況は、施設設備の機能の違い、性能の違いや食数の違いなどから献立の統一というのはかなり難しいと、現在はさきの答弁と同じように各センターごとに仕入れをしているという状況は変わりません。しかし、今後とも共同仕入れの方向で検討していることは事実でありまして、調味料やデザート等統一できる食材から共同購入することなどは栄養士部会とも共通理解ができておりますので、この後センターの統合、ハードの検討等の中で共同購入の方法についても検討してまいるといってお伝え申し上げて答弁にしたいと思います。

○石山米男 議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） はい、22番。それでは1点ずつ話をして進めていきたいというふうに思います。

まず1番の行政の各システムについてでございます。

いただいた答弁で大体なるほどという部分と、うーんという部分もあるわけですが、ただし、これ私もちょっと提案はしながらも、国の段階でもまだ本当に実証実験始ったばかりでありますので、非常に苦しい部分もあります。これを必ず推進しろということは苦しい部分もありますが、とにかくカーボン

セットの場合もそうだったんですが、アンテナだけはきちんと張っていてほしいと、どうも総体的にこの答弁を聞いていて思うのですが、実現できないは別としまして、検討はしたけれどもコストがかかりそうだとかなんとかという話も出ながら、現実的にはじゃあ国のといいますか霞が関のその部署に行って直接お話ししたり協議したりしたのかということも含めた、それぐらいまで厳しい思いで進めたいということなんです。今もちろん国・県、市という形のスタイルで動いてはいますが、今、横手市規模になってきますと国から直接市においてくるという部分はたくさんあるんですよ。これをいかに早く、情報をとらえながら市の施策に活かしていくかということが必要だというふうに思いますので、まず行政システムにつきましては内容は大体わかりました。サーバーの更新程度でできるだけ延命させてということだというふうに理解しましたので違っていれば答弁いただければありがたいんですが、違っていなければ答弁は結構であります。まずできるだけコストを抑えた形で進んでいただきたいと思いますというふうに思います。

次に高速通信網の整備についてであります。

先ほどADSLが入って、まあ高速通信網の中ではADSLもそんな変わらないだろうというふうに思っている方もいらっしゃるかと思います。しかしADSLというのは上りと下りがありまして、例えばネットサーフィンしながら見る分には、下ってくる分にはスピード速いです、アップロードするとめちゃくちゃ時間がかかる。大雄地区にもそういう通信をなりわいとしている方、会社の方もいらっしゃいますし、個人的な余り大きくない会社も含めまして結構いらっしゃるんですよ。で、必ず出るのが例えば印刷に関するものなんかをやると、デザイン関係はすぐ100メガ200メガというファイルの大きさになります、これADSLで実際に送ってみてください、何十時間かかるのか。そういう話なんです。確かに設置業者がやらなければいけない、設置業者待ちだ、わかりますよ。じゃあ設置業者がやらなそうだから、そんな形の中でやっている地区はやっているんですよ。ですから、私は最初に何回か聞いているんです、この通信網どうしますかと。早急に全市内に高速通信体系をつくりますと言っているんですよ。

【「それは違う」と呼ぶ者あり】

○22番（寿松木孝議員） 言っているんですよ。で、5年たったんですよ。いまだに通信業者をお願いして検討します、こんな答弁ではとても納得できない、正直な話しまして、この間に先ほど地域住民の方々という話もありました。大雄地区でアンケートもとっております。そして、じゃあ推進するためには任意団体の中で推進の団体を立ち上げて署名を集めて出せば早くできるのか、それもやろうとした経緯もあります。しかし、そのとき情報政策課のほうで、今それをやらしてもらわないし、できればやらないでほしいという内容のことまで言われているんです。それでここまで来てしまっているんですよ。全く事実がない中で私が言っているわけじゃなくて、そういうのを全部積み重ねた中で5年たっているんですよ。設置業者待ち次第、いつまで待たばいいんでしょうかねえ。どうやって住民の方々に説明するんですか。説明のしようがないじゃないですか。いま一度答弁をお願いします。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 私も黒川に住んでいまして、ISDNからADSLに、大雄地区とほぼ同じような時期にブロードバンド化ということで、大変お願いをしてADSL、今なっております。正直なところ失敗したかなと私は思っています、従前のISDNのままであればADSLを飛ばして、光に今なっていたのかなというような、実は反省もあります。ですが、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、平成16年に大雄地区につきましてもADSL化、当時でいうとブロードバンド化がなったというような状況になりますので、そういう点も黒川も含めて大雄地区も含めて、いまだ光ケーブル敷設されていないというのは現状としてはあるのかなというような、ちょっとそういうような感想も持っています。それはさておきまして、今、大雄地域づくり協議会の中でも盛んにこの光ファイバーの関係については議論されております。ということで地域の方々の要望の強さ、多さも我々は現在は認識をいたしています。ということで先ほどの市長の答弁にもありましたとおり、地域の皆さんと一緒に、現在まだ敷設されていないし、今日現在ではいついつ敷設なるというような明確な時期も把握をいたしておりません。そういう状況にありますけれども、今日からあるいは明日からでも一緒に、事業者のほうに敷設について強力に要望あるいは時期の明確化と申しますか、いつごろまでというようなところまで含めて強力に頑張りたいと思いますので、ご理解とご支援をいただきたいと思っております。

以上です。

○石山米男 議長 22番寿松木孝議員。

○22番(寿松木孝議員) ありがとうございます。まず総務部長がそれだけの決意を持って向かってくれるということであれば、ある程度の近い将来には間違いなく入るだろうということを期待しながら、我々としても当然地域のものとしてやらなければいけないということであればやらなければいけないことをやりますので、何とぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、給食についてお聞きしたいというふうに思います。

先ほどの話を聞く中で、3センター方式にするから横手給食センターは6,000食だと、こういう話をお聞きしたのですが、ほかの雄物川とそれから平鹿給食センター、ここ2つの能力ってそんなに低かったですかねえ。私の記憶違いでしょうか。もし記憶違いであれば訂正していただければ結構なんですが、そこをもし最大限活用するというのであれば、横手給食センターの6,000食必ずなければいけないという議論にはならないかというふうに思いますが、その部分について答弁をお願いします。

○石山米男 議長 教育指導部長。

○永沢弘 教育指導部長 ただいまの議員のご質問ですけれども、平鹿の稼働能力が1,500食であります。で、今現在1,300食ですか、雄物川もやはり1,500食から1,600食で今現在1,200食くらいの稼働ということで、最大でやっても合わせても約3,000食ということになります。それで最初の議員のご質問の中に最初の段階ではと、同じ横手、平鹿、雄物川でも前は横手は3,000食ぐらいのという話ではなかったかということでしたが、それには前提がございまして、平鹿の給食センターを増築して稼働能力

を上げてと、で横手のほうがしたがって4,000食程度で平鹿を3,000食、雄物川を現状のままという
とでございました。それで内部で検討を進めてまいりましたが、実は平鹿を増築するといった場合に敷
地の中でどこにどのようにと、中のラインを全部ひっくり返して増築しただけでは済まなくて、全く中
を新しくしなければならない。それから平鹿の学校給食センターが増築している、そのストップしてい
る間は、ほかのセンターでその平鹿の分を賄うといったときに、実は検討したところさまざまな問題が
出てまいりました。例えば配送車ですが、どこの学校でも規格が合うわけじゃなくて、学校の構造と配
送車の高さとか、もういろんなところあるいは食器の違い、施設設備の違い、等々でこれは机上で考
えたことよりも現実的には大変な問題があるなど、そこで平鹿と雄物川、比較的新しいセンターをその
ままの稼働能力を維持しながら、平成26年度時点でやはり約8,000食近くの食数必要となりますので、
そういう面を考えた場合、新しく建てる新横手のセンターはやはり6,000食ぐらいの稼働能力がないと
対応できないということが見えてまいりましたので先日の説明会でもそのようにお話ししたところご
ざいました。

○石山米男 議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） そういうことなのかなというふうにも思いました。というのは平鹿の部分が
多分増築が難しいんだろうなど。私もたまたま平中の裏側のところとかちょっと子どもの野球の関係でと
かお邪魔したりするときがありますので、見ている限りちょっと厳しいのかなというふうにも見たとこ
ろであります。ただし、この6,000食がいいか悪いかは別問題であります。なぜならば、もし、仮に、
6,000食でほとんどの部分を賄える給食センターが何らかのトラブル、事故があったときにどうするん
ですか。こんな問題は必ず抱えているんですね。以前にあったと思います。市内の増田のセンターと、
それから十文字のセンターでしたか、使えない状況の中でほかから供給したという。それが最大の横手
給食センターがなったときに何カ月間か給食が提供できないということも考えられないわけじゃないん
ですよ。何カ月とはいいいません。何週間かもしれないですけども。そんなことも危機管理の中に入
れながら、やはりこれはこれからの話ですので今すぐどうのこうのということではないというふうに思
いますが、ひとつ検討の中にもそこいら辺も入れていただきたい、それからやはりどう考えてもやっぱ
り6,000食つくるその現場を考えたときに、細かな対応という言い方はおかしいんですが、さまざま
食育とかそれから手づくり感があるおいしい給食だとか、そういう部分のいろんな形の中で、本当に生
かせるのかな、そんな心配も大いにあります。確かにコストは大切です。コストは大切です、事子ど
も、またこれから将来を担う横手市の子どもたちの食事、そしてこれから横手市を背負っていく子ども
たちの将来を考えたときにコストだけではかることができるのかという問題もあるというふうに思いま
す。当然市行政全体の中でだとは思いますが、我慢するものは我慢してもかけるところはやっぱりかけ
なければいけない、そんな思いの中でやはり効率だけに走っていただくのは非常に危険だというふう
に思いますので、その部分をぜひ検討に加えていただきたい、強く求めたいというふうに思います。この
部分の答弁は結構です。

次に食材の共同仕入れについてであります。

先ほど教育長、現実には進んでいないのが現状だと、私もそう思っています。ですから何回か取り上げた中で、また今回質問だったんです。難しいのはわかるんです。センターが7つもあってやり方もばらばらという形の中で難しいのはわかる、でも先ほどくしくも教育長自分でおっしゃったとおり、デザートとか例えば使うしょうゆだとかそういう細かいところからだったらできるはずなんですよ。どこで1カ月間に何ぼ使うかというのはメニュー表が1カ月毎月出ているわけですから簡単にできるはず、それをやることによって、私最初に言ったとおり、必ず子どもたちにその分はメリットというかお土産というか子どもたちの食事の内容に反映されてくる、これが今のシステムなんです。値下げしろとは言いませんし、とにかく値上げしろとも値下げしろとも言いません。でも現状の中で最大限のものを提供するためにはやはり最低限度そこら辺はクリアするべき問題だというふうに思って質問しておりますので、再度答弁お願いいたします。

○石山米男 議長 教育指導部長。

○永沢弘 教育指導部長 平成20年12月の議会の折にお答えしたこととはそれほど進んでいないということで先ほど教育長申し上げましたが、現実はそのとおりなんですけれども、ただし、それからこの間といいますか、栄養士部会のほうで各センターで特に調味料、それから缶詰、それから乾物、干しシイタケとかそういったもの約30品目について各センターがどういうメーカーからどういう産地でそれからどれくらいの購入価格で、それから年間の使用量等々を資料を作成しました。そうしたらやはり同じものであっても購入先が違えばあるいは納入業者が違えば単価が違うというのが見えてまいりました。そこでそういった資料をもとに実は今現在でもかつての納入業者を切り替えて、こちらのほうが質もよくて例えばより安いといったもので、実は調味料、それから今言った缶詰、それから乾物類などでは少しずつ共同購入という形はとれていないんですけれども、同じ業者に複数のセンターでやはり納入をお願いするというような形で少しは、実は半歩くらいは前進している部分もございます。そういった形をとりながらなかなかしかし栄養士の先生方の中でも共同購入というところまではなかなか行けないと、ただしこの後、センターの集約化というものがもう目の前に迫ってまいりましたので、もう1歩踏み込んで先ほど教育長申し上げたような冷凍食品あるいはデザートとかもう少し広げて、できるだけいいものと同じところからまとめてというような方向で動こうということで検討していただいているところでありますので、そういうことを加えさせていただきます。

○石山米男 議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） 22番。

まあ少しづつでも進んでいるということを知って若干安心しました。意外とこの部分にこだわっているのは大雄の給食センターの運営をずっと見てきた中で、いろいろ評判の悪かったところ、よかったところというのはいっぱいあったわけですが、その中で一番やっぱり誇れたものはこの部分だったのかなというふうに思います。大雄の給食センターは競争入札で食材を納入していただいた、そしてもちろん

んセンターも近くて中学校の隣にあったということで運搬距離も短かったからということもあろうかと思いますが、非常に給食の内容がいいということで、これはもちろん先生方もいらっしゃいますので回ってみればわかったと思いますが、こういうのは周知の事実だったんですよね。学校の先生方の間に聞いてみていただければ大体よくわかると思います。何でかなと考えたときにやはりその食材費の部分のそういうメリットが一番生かされていたいい例ではなかったのかなというふうに思っておりますので、そしてその給食センターが閉まる時にいいところはできるだけ継承してくれというお願いもした中で、閉鎖されている給食センターでしたので、できればそういう見習えるという言い方が正しいのかどうかわかりませんが、利用できるそういうシステムがあったということの思い浮かべながら、できるだけそういう形で推進していただければもっともっといい給食が提供できるんだろうな、そんな思いから質問したところであります。どうか、答弁結構ですので、もう1歩も2歩も進めた施策をぜひ強力に推進していただきたい、そのようにお願いしながら私の質問を終わりたいというふうに思います。

◎散会の宣告

○石山米男 議長 これでは本日の一般質問は終了いたしました。

明9月9日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時01分 散会

